

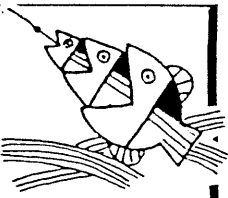
1番星

Vol. 24 1991. 8. 1

発行責任者 長沼 淳子

発行 長沼・楯谷税務会計事務所

夏季休暇の
お知らせ



勝手ながら

8月10日(土)～15日(木)

休ませていただきます。

指導力・説得力について

最近、女性の活用面、新人類との世代ギャップなど職場の人間関係を巡る問題がクローズアップされてきています。

部下への指導・説得の上手・下手がこれからの企業の成長発展に大きな影響を与えていくものと見られています。

指導・説得をする場合、どんなふう話を切り出したらいいのでしょうか。

議論を始めたり、相手を説得しようとするときはまずお互いの共通部分を見出すことが大切です。

そして、相手の肯定できる部分から話し始めることが必要です。

わたしたちにとって大切なのは考えそのものではなく、一人一人の自尊心であり、それが脅かされるように感じるところから反発や拒否反応が生まれてきます。

説得することが目的なら議論より人柄をわかって貰うこと、仲間意識を持ってもらえる雰囲気づくりがまず必要なのです。

いきなり議論を仕掛けたのでは、かえって相手を頑固にし、守りの姿勢をとらせ、考えを変えることはほとんど不可能になってしまいます。

お互いに考えが違うようならその理由を理解しあ

う。そして何が問題になっているか話し合う。お互いに相手に対してひとりの人間として敬意と愛情をもって接することから指導・説得は始まります。

相手の考え・意見を十分に聞いていくと、お互いにそれ程大きな意見の違いがあるのではなく、同意できる点がたくさんあることに気が付かれることと思

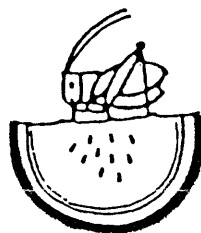
います。そして、反発や拒否反応が単なる誤解や無知から、そして相手に対する不信のなかから生まれてきていることに気付くことでしょう。

相手がわからないのは、あなたの考えそのものでなく、あなた自身をわからないだけかも知れません。

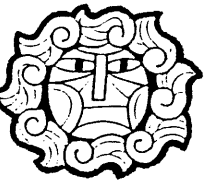
以上は、事務所創立22周年記念行事の一つとして、7月6日・7日の両日、グリーンピア三木において合宿研修会を行った結果の集約です。

この研修会は、所員の親睦並びに質的向上を目的に毎年行われているものです。

今年は、『指導力・説得力について考える』をテーマとし、各自そのテーマに関する書物を事前に読み、その主旨及び各自の考えを発表するという形式で行い、皆で一生懸命に取り組みました。



改正商法 施行と 税法改正



株式会社1,000万円、有限会社300万円という最低資本金制度を定めた改正商法は、さる4月1日から施行されました。最低資本金に達していない会社の場合は、増資等の問題が現実のものとなったわけです。

この法律は、5年間の猶予期間中に増資を行って最低資本金をクリアしない限り、組織変更か会社解散かの二者択一を迫られるという小規模資本の法人にとって予想外に強制力を持ったものです。

最低資本金に達していない会社は増資を迫られることとなりますが、中小会社が採用できる方法としては、通常の場合、次の3つと考えてよいでしょう。

1. 金銭出資による増資
2. 現物出資による増資
3. 利益準備金または配当可能利益の資本組入

このうち、今回の税制改正の恩典をフルに活用しようとするれば、“3”の方法ということになります。

これから1,000万円の最低資本金を達成しなければならない既存の株式会社が利益準備金の資本組み入れという方法を採用した場合には、1,000万円の最低資本金をクリアするまでの部分の金額に限り、例外的に「みなし配当」について、所得税を課税しないこととなりました。

但し、注意したいのは有限会社の場合、“1”か“2”の方法によらざるを得ないということで“3”の資本組み入れの方法をとることはできません。

甲風

うっとりしい梅雨も明け、本格的な夏がやってきました。



皆さんは、阪神電車の新しい車両をご存知でしょうか。窓も大きくなり、入口のドアには停車駅の表示もついています。

そのような中で、いちばん目についたのは一つ一つに区切られている観光バスのようなクッションの座席です。乗客の様子を見ていると、区切り毎に一人ずつ腰掛けて行きます。今迄のように一人で広くスペースをとったり、荷物を置くという事ありません。見ていて気持ちのいいものでした。車を乗られる方もそうですが、お互いのちょっとした心配りが人間の心を暖かくしてくれるものです。

これからのうだる様な暑い日々、気分もイライラしがちになりますが、お互いのちょっとした心遣いで爽やかに過ごして行きたいものです。

ような気がします。

これからも日々前進の精神で頑張りますので宜しくお願いします。

今回の担当は、五味・坂本・末吉 佐伯(芳)・佐藤でお送りしました。

消費税が見直しされます!!

実施後3年目に入った消費税も見直しが決まりました。改正内容は次の通りです。

1. 簡易課税制度のみなし仕入率が、現行の2段階から、卸売り業90%・小売業80%・製造業等70%・サービス業60%の4段階に
2. 簡易課税制度適用事業者の範囲が、課税売上高年間5億円以下から4億円以下に
3. 新たに住宅家賃・入学金・教科書・児童厚生施設の経営事業などが非課税に
4. 前課税期間の納税額が60万円超の事業者つ

ては申告・納付回数を年2回(確定申告1回・中間申告1回)と定めていましたが、納税額500万円超の事業者は年4回(確定申告1回・中間申告3回)に改正

5. 限界控除の上限を年間課税売上高6千万円未満から5千万円未満に

上記の適用時期は10月1日以後開始する課税期からです。(但し、“3”に就いては施行月である10月1日以後の取引から適用)

ご不明な点、御質問がありましたら当事務所までお気軽にお問い合わせ下さい。

新入社員紹介

小林 広昭(こばやし ひろあき)
 ・昭和31年3月19日生まれ 魚座 O型
 ・趣味 読書
 ・この度、7月1日付けで入社してまいりました。新しい職場でとまどっておりますが、誠心誠意、事務所のため、お客様のために努力していくつもりですので、どうか皆様宜しくお願ひします。

3本の矢は折れない

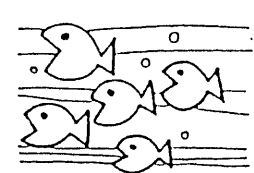
あなたの会社にとって“3”という数字がどんな意味を持っているか知っていますか。

主要3商品をもっていませんか。3商品の売上割合はどうでしょう。3大商品が有れば、どれかが売れなくなっても次の商品を探すまで、2商品で頑張っていくことができます。これは商品に限らず、取引先に置き換えることもできます。

仕事の方法を考える時も、3つの方法を考えましょう。3つの方法を考えることは、それだけ色々な方向から物を考える事なのです。これら以外にも“3”という数字はおもしろい。

あなたの会社の“3”という数字をもっと考え、生かしてみたいかがでしょうか。

編集後記



7月6日・7日のグリーンピア三木研修会も無事終了。真剣に取り組んだ課題発表、久し振りに汗を流したバレーボール大会。有意義な二日間を過ごすことができました。

今までより自分が少し大きくなった